

令和4年度

# 養父市販路開拓事業補助金

頑張る企業・事業者の皆さんを応援します！！！！

募集期間

令和4年 5月23日(月) ~ 予算額に達するまで



補助  
対象者

養父市内で販路開拓を行う者で次の①から③の  
全てに該当する者

① 市内に主たる事業所、店舗を有する者で、**小規模事業者**であること

※小規模事業者の定義

商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く) ⇒ 常時使用する従業員数5人以下

宿泊業・娯楽業 ⇒ 常時使用する従業員数20人以下

製造業・その他業種 ⇒ 常時使用する従業員数20人以下

② **養父市企業支援センター(商工会)又は金融機関の指導を受けた事業計画を持ち**  
持続的な安定経営が見込まれること

③ 市税等の滞納がないこと

補助対象  
業種

日本標準産業分類に掲げる業種のうち、次に該当するもの

①農業 ②鉱業 ③建設業 ④製造業 ⑤電気業(地域資源を活かし環境に配慮した事業に限る。)

⑥情報通信業 ⑦運輸業 ⑧郵便業 ⑨卸売業 ⑩小売業

⑪宿泊業 ⑫飲食サービス業 ⑬生活関連サービス業 ⑭娯楽業 ⑮教育・学習

支援業及びサービス業

補助対象  
経費

補助対象期間に支払ったことが証明できる以下の経費

①販路開拓に係る広報宣伝費、印刷製本費 ※HP作成、広告掲載料、チラシ印刷費など

②新規取引先への物流費 ※過去3年以上にわたり取引のない事業者

補助率等

補助対象経費の**2分の1**

①販路開拓に関わる広告宣伝費、印刷製本費の限度額

・ 限度額10万円

②新規取引先への物流費の限度額

・ 限度額20万円

※ただし①・②の各事業費10万円以上が対象となります

補助対象  
期間

補助金交付決定後から令和5年3月31日(金)まで

・ 補助対象経費は、上記期間中に生じたものが対象です。

・ 発注、納品、検収、支払は上記期間中に行ってください。

その他条件等がございますので、詳しくは養父市ホームページ又はお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

補助金に関すること…養父市役所 商工観光課 ☎079(664)0285

事業計画書の作成に関すること…養父市商工会 ☎079(662)7127

# 養父市販路開拓事業補助金の申請から補助金交付までの流れ

## 事業者 1 補助金の交付申請 ※事業に着手する前に

【ア. 申請書(様式第1号)等】の提出

≪添付書類≫

- ・ 事業計画書(別紙1)  
※養父市企業支援センター(商工会)又は金融機関の指導を受けたもの
- ・ 事業収支予算書(別紙2) 及び見積書

## 市 2 補助金交付の決定

事業計画書、収支予算書などから審査を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知します。

## 事業者 3 実績報告 ※事業が完了次第

【イ. 報告書類(様式第5号等)】の提出

≪添付書類≫

- ・ 事業実績報告書(別紙3)
- ・ 事業収支決算書(別紙4)
- ・ 補助対象経費の確認できる書類(請求書及び領収書等)
- ・ 補助対象経費の経過及び成果を証する書類(成果物等)、写真等
- ・ 市税等の滞納がない証明書
- ・ その他市長が認める書類

## 市 4 補助金の額の確定

様式第5号等により報告を受けた事業の内容を審査し、補助金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知します。

## 事業者 5 補助金の請求

【ウ. 補助金の交付請求書(様式第7号)】の提出

※補助金確定通知書を受領後、速やかに提出してください。

## 市 6 補助金の交付

指定された金融機関の口座にお振込にて交付します。